

参議院議員通常選挙における各政党の選挙公約の評価

平成25年7月2日
全 国 知 事 会

1 評価の対象

参議院選選挙公約が公表されている全ての政党を対象とし、公表された選挙公約について評価を行った。

2 評価について

全国知事会が5月に各党に対して行った「地方とともにつくる新しい日本のかたち」の要請内容が、どれだけ公約に反映されているかという視点で評価を行った。

3 評価者

全国知事会「総合戦略・政権評価特別委員会」の委員

4 各政党に対する評価

(1) 自由民主党

【総評】

地方税財源の充実や地方分権改革の推進について明記されているとともに、多軸型国土の形成を図ることは評価できる。他方、道州制については、国民的議論が十分に行われていない中で、5年以内という期限を付しており、拙速な導入に至らぬように、注視する必要がある。責任ある対応に期待したい。

【評価できる点】

- ・ 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方一般財源の確保などの地方分権改革推進策
- ・ 安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築を目指した地方消費税の充実、地方法人課税のあり方の見直しや地方交付税の法定率の見直しの検討
- ・ 地方分権改革の推進に当たり国と地方が徹底的に議論するための国と地方の協議の場の活用
- ・ 復興交付金制度の運用の柔軟化や「防災・減災等に資する国土強靱化法案」「首都直下地震対策特別措置法案」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」の早期成立、日本海国土軸を始めとする多軸型国土の形成などの震災復興・防災・減災対策

【評価できない点】

- ・ 地方分権推進を掲げる一方、国の出先機関移管を一部に限定するような記載がある。
- ・ 道州制の具体的な姿が示されておらず、国民の間で十分議論されていない中で5年以内という期限を付しての道州制の導入
- ・ 首長による教育長の任命制についての記載はあるが、教育委員会制度の選択制については盛り込まれていない。

(2) 公明党

【総評】

東日本大震災からの復興の加速化並びに首都直下地震対策及び南海トラフ巨大地震対策の特別措置法、防災・減災等に資する国土強靱化基本法の制定を図ることは評価できる。他方、地方分権の推進にふれられていない点は評価できず、また、道州制については国民的議論が十分に行われていない中で、5年以内という期限を付しており、拙速な導入に至らぬように、注視する必要がある。責任ある対応に期待したい。

【評価できる点】

- ・ 地域雇用対策を促進するための財政支援の充実や地域経済を支える人材を共同で育成する仕組みの構築
- ・ 復興交付金制度の運用の改善、被災地における農林水産業の復興の加速化、農地・漁港等の復旧の着実な推進
- ・ 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対する特別措置法の制定や防災・減災等に資する国土強靱化基本法の制定

【評価できない点】

- ・ 国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の移管及び地方安定財源の確保、国と地方の協議の場の充実など地方分権改革についてふれられていない。
- ・ 道州制の具体的な姿が示されておらず、国民の間で十分議論されていない中での5年以内という期限を付しての道州制の導入
- ・ 教育委員会制度の選択制など首長の責任の下で教育行政が展開される仕組みについて盛り込まれていない。

(3) 民主党

【総評】

地域への権限だけでなく財源もあわせた移譲、国の出先機関の原則廃止が明記されていることは評価できるが、地方安定財源の確保や国と地方の協議の場の充実にふれられていない点は評価できない。

【評価できる点】

- ・ 義務付け・枠付けの見直し、地方自治体への権限・財源の移譲、国の出先機関の原則廃止
- ・ 復興交付金の仕組み強化、行政のワンストップサービス

【評価できない点】

- ・ 地方安定財源の確保や国と地方の協議の場の充実についてふれられていない。
- ・ 消費税増税に伴う影響緩和策としての自動車関連諸税の見直しについて代替財源が示されていない。
- ・ 教育委員会制度の選択制など首長の責任の下で教育行政が展開される仕組みについて盛り込まれていない。

(4) 日本維新の会

【総評】

地域偏在の少ない安定財源として消費税を地方税化するとともに法人税・所得税等を引き下げるとされているが、その代替財源や地方交付税が果たしている財源保障のあり方について明らかにすべきである。また、道州制については国民的議論が十分なされぬまま拙速な導入に至らぬように注視する必要がある。

【評価できる点】

- ・ 地域偏在の少ない安定財源としての消費税の地方税化
- ・ 教育行政に対する首長の責任を明確化するための教育制度改革

【評価できない点】

- ・ 道州制の具体的な姿が示されておらず、国民の間で十分議論されていない中での道州制の導入、また当面重要な課題である地方分権改革について具体的な記載が無いこと
- ・ 法人税・所得税等の引き下げについての代替財源や地方交付税が果たしている財源保障のあり方について明記されていない。
- ・ 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対する特別措置法の制定や多軸型国土の形成などの震災復興・防災・減災対策についてふれられていない。

(5) みんなの党

【総評】

道州制の導入を前提としているものの、国出先機関廃止の推進、国直轄事業の段階的縮小・廃止、国と地方の財源配分「5：5」の実現、ハローワークの地方移管の実施などについて明記されていることは評価できるが、これらは道州制導入の如何にかかわらず進められることを期待する。また、道州制については国民的議論が十分なされぬまま拙速な導入に至らぬように注視する必要がある。

【評価できる点】

- ・ 国出先機関廃止、国直轄事業の段階的縮小・廃止、ハローワークの地方移管
- ・ 地域主権改革の進め方について地方自治体と国とが協議等を行う法的枠組みの設置
- ・ 国と地方の財源配分「5：5」の実現、消費税の地方への完全移譲
- ・ 教育委員会の設置について地方自治体による選択制の導入
- ・ 被災自治体の判断で自由に使える復興基金の創設

【評価できない点】

- ・ 国民の間で十分議論されていない中での7年以内という期限を付しての道州制の導入
- ・ 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対する特別措置法の制定や多軸型国土の形成などの震災復興・防災・減災対策についてふれられていない。

(6) 生活の党

【総評】

中央政府の役割を限定し、権限・財源の地方への移譲を示すなど「地域が主役の社会」の実現を図ることは評価できるが、地方安定財源の確保や国と地方の協議の場の充実についてふれられていない点は評価できない。

【評価できる点】

- ・ 中央政府の役割を限定し、権限・財源を地方へ移譲、条例の上書き権の創設
- ・ 地域経済ニューディールの推進として公共投資における地方の裁量拡大
- ・ 東日本大震災からの復興に係る地域のニーズに応える自由度の高い財政支援制度の創設

【評価できない点】

- ・ 地方安定財源の確保や国の出先機関の移管、国と地方の協議の場の充実についてふれられていない。
- ・ 基礎自治体の長の教育行政の責任の明確化についての記載はあるが、教育委員会制度の選択制については盛り込まれていない。
- ・ 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対する特別措置法の制定や多軸型国土の形成などの震災復興・防災・減災対策についてふれられていない。

(7) 日本共産党

【総評】

地方分権改革の強化や地方安定財源の確保など地方を巡る諸課題について一切ふれられておらず、評価できない。

【評価できる点】

- ・ 大震災からの復興を最優先課題として現場を重視した被災者支援

【評価できない点】

- ・ 地方分権改革の強化や地方安定財源の確保、国と地方の協議の場の充実など地方を巡る諸課題について一切ふれられていない
- ・ 教育委員会制度の選択制など首長の責任の下で教育行政が展開される仕組みについて盛り込まれていない。
- ・ 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対する特別措置法の制定や多軸型国土の形成などの震災復興・防災・減災対策についてふれられていない。

(8) 社民党

【総評】

国から地方への権限・税財源の移譲、交付税法定率の引上げや臨時財政対策債の全面見直しなどを明記されていることは評価できる。ただし、消費税増税の撤回を主張されているが、公約を実現するための財源のあり方が明示されていない。

【評価できる点】

- ・ 国から地方への権限・財源の一体移譲、国税・地方税「5：5」の割合への税財源移譲、交付税法定率の引上げや臨時財政対策債の全面見直し、法定化された「国と地方の協議の場」への各種分科会の設置
- ・ 地域の雇用を維持するための「雇用創出基金」など地方財源の充実・確保
- ・ 復興事業への財政支援の柔軟な拡充・継続、「災害対応一括交付金」の制度化による府省を超えた使途の弾力化や「女性活躍推進交付金」の創設

【評価できない点】

- ・ 教育委員会制度の選択制など首長の責任の下で教育行政が展開される仕組みについて盛り込まれていない。
- ・ 義務付け・枠付けの見直しにふれられていない。

(9) みどりの風

【総評】

地方での雇用創出策や震災復興のための基金創設、基礎自治体の体制整備と権限財源移譲など地方を重視する姿勢は評価できるが、地方安定財源の確保や国と地方の協議の場の充実についてふれられていない点は評価できない。

【評価できる点】

- ・ 地方での就労誘導策、地方の職場、雇用創出などの雇用対策
- ・ 東日本大震災からの復興のための市町村単位の使い勝手のよい基金の創設
- ・ 地方分権改革に向けた基礎自治体の体制整備と権限財源移譲

【評価できない点】

- ・ 国の出先機関の移管、地方安定財源の確保や国と地方の協議の場の充実についてふれられていない
- ・ 教育委員会制度の選択制など首長の責任の下で教育行政が展開される仕組みについて盛り込まれていない。

全国知事会 総合戦略・政権評価特別委員会による 参院選選挙公約に関する各政党への要請活動の実績

1 所属国会議員数10名以上の政党に対する申し入れ

(1) 平成25年5月16日(木)

時刻	政党出席者	全国知事会出席者	場 所
9:00 ～ 9:20	【民主党】 櫻井 政策調査会長 柚木 政策調査会副会長 尾立 政策調査会副会長	山田啓二会長(京都府知事) 平井伸治委員長(鳥取県知事) 飯泉嘉門副会長(徳島県知事)	衆議院第2議員 会館 B2民主党会議 室
9:40 ～ 10:00	【みんなの党】 中西 政策調査会副会長	山田啓二会長(京都府知事) 平井伸治委員長(鳥取県知事) 飯泉嘉門副会長(徳島県知事)	参議院議員会館 1102
10:10 ～ 10:35	【生活の党】 森 代表代行・総合政策 会議議長	平井伸治委員長(鳥取県知事) 飯泉嘉門副会長(徳島県知事)	参議院議員会館 805
10:45 ～ 11:00	【日本共産党】 小池 政策委員会委員長	平井伸治委員長(鳥取県知事) 飯泉嘉門副会長(徳島県知事)	衆議院第1議員 会館 1F第1面談室
13:40 ～ 14:00	【自由民主党】 塩崎 政務調査会長代理	山田啓二会長(京都府知事) 平井伸治委員長(鳥取県知事) 阿部守一委員(長野県知事)	自由民主党本部 6F政務調査会 長代理室
14:10 ～ 14:30	【公明党】 荒木 政務調査会副会長 山本 参議院議員	山田啓二会長(京都府知事) 平井伸治委員長(鳥取県知事)	参議院議員会館 1115

(2) 平成25年5月23日(木)

時刻	政党出席者	全国知事会出席者	場 所
12:00 ～ 12:20	【日本維新の会】 浅田 政策調査会長	山田啓二会長(京都府知事) 平井伸治委員長(鳥取県知事)	日本維新の会 本部5階

2 所属国会議員数10名未満の政党に対する要請書の手交

平成25年5月21日(火)、橋本事務総長から社民党、みどりの風、新党改革の3党に対して要請書を手交した。

〔 空 白 〕

地方とともにつくる新しい日本のかたち

～地方分権改革の着実な推進を～

平成 25 年 5 月
全 国 知 事 会

先の総選挙に際しては、国・地方で一致協力して取り組むべき項目について、政権公約への反映を度重ねて要請してまいりました。政権交代後初めてとなる全国規模の国政選挙にあたり、総選挙時に示された政権公約を具体化し、地方分権改革の着実な推進等を図るために必要な項目について選挙公約に盛り込んでいただくよう改めて申し入れます。

なお、選挙公約に対し当会としての評価を行い公表していくことを予定しておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 地方分権改革の強化

- ・ 真に自立した新たな地方自治制度を確立するため、国・地方の抜本的な構造改革を進め、中央省庁を抜本的に見直し、権限・財源を一体として地方へ移譲するなど、国のかたちを変える地方分権改革を積極的に推進すること。
- ・ 国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律を早期に制定するとともに、直轄道路・直轄河川やハローワークなどの事務の移管を実現し、地域の実情に応じて国の出先機関移管を断行すること。
- ・ 地域の実情に応じた行政サービスを実現するとともに、地方や民間の力を引き出し、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生につなげるため、農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなどの見直しを、政府の責任において確実に進めること。
- ・ 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、この間も国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革を着実に推進させること。

2 地方安定財源の確保

- ・ 地方交付税は地方共通の固有の財源であり、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として一方的に行った地方交付税の削減は二度と行ってはならないこと。
- ・ 累増する臨時財政対策債について、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税について法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行い、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

- ・ 地方法人課税のあり方の見直しや、地方消費税の充実を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早期に実現すること。

なお、改革に当たっては、地方法人特別税が暫定的な措置として導入されたことに鑑み、改革のもたらす効果を見極めつつその廃止等を図ることを基本として検討すべきであること。

- ・ 国民誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の構築に向け、地域の現場に即した制度となるよう、地方の声を十分に反映させた改革を進めるとともに、地方公共団体が安定的に制度運営できるよう、地方消費税を含む税制の抜本見直しや地方交付税の充実など、地方税財政の強化を図ること。

3 国と地方の協議の場の充実

- ・ 法定化された「国と地方の協議の場」に、「日本再生デザイン」で提案した「この国のかたち」や、これからの国と地方の関係、「道州制」を含めた統治機構のあり方、地方分権改革の進め方などについて幅広く協議する「国のかたち分科会（仮称）」を設置すること。
- ・ 特に、税制改正、地方財政対策及び今後の国・地方の公務員の総人件費や給与制度に関する「地方税財政分科会（仮称）」や社会保障制度改革に関する「社会保障分科会（仮称）」など分野別の常設分科会を設置すること。

4 震災復興・災害に強く安全で活力ある国土づくり

- ・ 大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進するため、復興交付金等を包括交付金化し、被災自治体及び避難者受入自治体が主体的な判断で復旧・復興事業を実施することを可能とすること。
- ・ 東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。
- ・ 広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策の方針を早期に確立するとともに、地域条件を十分考慮したシビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応等の安全対策の強化、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策の明確化及び必要な財政措置、使用済燃料の処分方法の確立、原子力防災対策の強化を確実に進めること。
- ・ 多様な国土軸は、日本再生の「背骨」であり、国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸、太平洋新国土軸や北東国土軸など多重型国土軸による新たな国土構造を構築すること。

- ・ 大規模災害によるあらゆる被害を最小限にするため、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、全国の緊急防災・減災事業を展開すること。

5 道州制

- ・ 道州制の検討に当たっては、道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方の両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠であり、「国と地方の協議の場」に分科会を設けるなど、当事者たる地方の意見を十分反映すべきであること。
- ・ また、導入の是非について国民が適正に判断できるよう情報を適宜公表し、拙速に進めることなく、国民的議論を十分に尽くすこと。
- ・ 道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、単なる都道府県合併や、都道府県解体による中央集権型の道州形成となってはならず、「国の出先機関の廃止」は当然のこと、「中央府省」の解体再編を含めた中央政府そのものの見直しが大前提でなければならないこと。あわせて、先行モデルとして受け皿となる意欲のある地方への国の出先機関の移管についても推進すること。
- ・ 各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正のための方策として、財政調整のあり方を含め、具体的にどのような方策があり得るのか示すこと。
- ・ また、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割は外交、防衛、司法など本来果たすべき役割に重点化するとともに、基礎自治体へ都道府県から事務を承継させる場合には、適切に処理するために必要となる行財政基盤の強化、事務処理方策や補完のあり方などの具体的な方向性を示さなければならないこと。

6 地方自立自治体

- ・ 全国一律ではなく、各地域が自らの地域のあり方を選択・決定できる仕組みを導入すること。まずは、設置が義務づけられている教育委員会を選択制とすること。
- ・ 地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるため、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設すること。

7 地域経済対策と雇用対策

- ・ 地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施するため、震災被災地の産業復興の促進や、中小企業の発展を支えた上での成長分野の規制緩和や、防災対策に重点を置いた公共事業推進等の地域経済対策を推進すること。
- ・ 雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するため、「雇用創出基金」など地方の自主性が発揮できる財源を確保・充実すること。
- ・ 自立した、成長するグローバルな地域社会の形成により日本経済の再生を成し遂げるため、地域の多様性に基づくイノベーションと新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図ること。

8 TPP協定への対応

- TPP協定が地方の経済活動や国民生活に与える影響、関係国との協議内容などについて、今後、国民に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
- 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。
- TPP協定への参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、東日本大震災からの復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。